（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

１．　現状

（１）地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

鳥取市西商工会は、気高町、鹿野町、青谷町の３町を管轄している。鳥取市の西側に位置（図①の赤枠部分）し、山陰海岸ジオパークエリアの最西部である。気高町は総面積 34.31 ㎢、鹿野町は 52.77 ㎢、青谷町は 67.93 ㎢と鳥取市全体の約２割の面積を占めている。その自然に恵まれる反面、自然災害の影響を受けやすい地形等であり、以下にその概要を記載する。

ア. 地形

日本海と鷲峰山(921m)、鉢伏山（520m）等に囲まれた地形である。その町の一つである青谷町では、勝部川と日置川の合流点南側に青谷上寺地遺跡が発見された。そこは約 2,200 年前に集落がつくられるようになりましたが、潟湖（ラグーン）であったため、そのほとりの低湿地帯が昨今では水害に悩まされている。

イ. 河川

気高町と鹿野町には河内川、浜村川、永江川が流れている。青谷町は日置川、勝部川が流れ、この２つの川は降雨期には越流により付近一帯への浸水が発生する。いずれの河川も距離が短く急流であり、水害をもたらす要因となっている。

図①（引用：鳥取市自治連合会 HP）

②. 気象概況（気温、降水量）

鳥取市の気候は、日本海型に属する。小気候区から分類すると、平野部は山陰型気候区、鹿野町などの山間部は中国山地気候区に属する。平年値から見ると年平均気温は、平野部で 14～15℃、山間部は 11～13℃と海抜差は大きいが、地域差は小さい。年降水量は平野部・山間部ともに約 2,000mm だが、一部山間部では 2,500mm を超える。また、梅雨期や台風期の他、冬季も降水量が多くなるという特徴がある。

年最深積雪は平野部で 30～40cm、山間部では 40cm 以上となり、多い所では 100cm を超える。

③災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

鳥取市のハザードマップによると、鳥取市西商工会が立地する市街地地域では、以下のとおりの状況である。

ア．気高町

気高町は、東側の宝木地区内を流れる河内川流域が 5.0m未満の洪水浸水地域である。特に製造業が集積し、従業者が集中している高浜工業団地は 3.0m未満の洪水浸水地域である。中央部の浜村地区は洪水浸水地域ではないが、こちらに商店会等がある商業地となっている。

イ．鹿野町

鹿野町は河内川の中流域に位置しており、ほとんどの事業者が浸水の影響を受けることはないと想定される。

ウ．青谷町

青谷町内は勝部川と日置川が流れ、その合流部が日本海へ注いでおり、その合流部付近に青谷駅を中心として商業と製造業が集積している。特に、青谷駅南工業団地は、平成 30 年 10 月の西日本豪雨時、令和 3 年 7 月の線状降水帯の発生による豪雨で浸水した地域に立地している。その 2 本の流域が 5m未満の洪水浸水想定区域内となっており、この地域内に大多数の事業者が営んでいる。

主題地図名：洪水浸水想定区域（想定最大規模）

この地図は、個人利用の目的でのみご使用いただけます。
Copyright(C) 2017 Tottori City . All rights Reserved.

なお、鳥取市西商工会地域において、洪水時に住民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、国及び県が指定した河川の洪水浸水想定区域において、当該洪水浸水想定区域ごとに次の各項について定めてある。

〈鳥取県／洪水浸水想定区域(想定最大規模)〉（※鳥取市防災計画より抜粋）

河川	指定年月日	指定の前提となる計画の基本となる降雨
河内川	H30.9.7	河内川流域の 24 時間の総雨量：594 ㎜
勝部川、日置川	H30.6.5	勝部川流域の 24 時間の総雨量：594 ㎜

(土砂災害：ハザードマップ)

鳥取市のハザードマップによると、地滑り等、土砂災害が生じる警戒区域となっている箇所が点在しているが、商工業集積エリアはない。しかし、青谷町の河原地区・日置地区で和紙製造業者の数件が立地している。

主題地図名：洪水浸水想定区域（想定最大規模）

この地図は、個人利用の目的でのみご使用いただけます。
Copyright(C) 2017 Tottori City . All rights Reserved.

(地震・津波：J‐SHIS)

鳥取市には、昭和 18 年 9 月 10 日の鳥取地震で動いた鹿野断層、北側には鳥取地震により生じた吉岡断層が存在する。鳥取県地震防災調査研究報告書（平成 17 年 3 月）によると、鹿野・吉岡断層による地震の予測結果として、震源に近い鳥取市では、大半が震度 5 強から 6 弱となり、

一部で6強から7もみられる。震度5強の範囲は鳥取市青谷町から福部町まで広がり、鳥取地域及び気高地域では、震度6弱を主体とした揺れとなるとされている。また、鳥取市の平野部ほとんどがＰＬ値15以上の「液状化危険度が極めて高い」地域であり、日本海側で大地震が発生した場合、沿岸部を中心に津波被害の可能性がある。

鳥取市全域において、震度6以上の地震が今後30年以内に発生する確率は、5.9%以下となっている。

〈鹿野・吉岡断層による地震による被害想定総括表（鳥取市分と県全体の被害）〉
［県地域防災計画より］

想定項目			被害想定の内容	（参考　鳥取県全体）
人的被害	朝4時	死者数	211	212
		負傷者数	1,456	1,494
	夏昼12時	死者数	644	645
		負傷者数	2,267	2,300
	冬夕18時	死者数	707	707
		負傷者数	2,418	2,449
建物被害	大破数（棟）		2,939	2,959
	中破数（棟）		3,328	3,463
火災 冬（18時）	出火件数（件）		17	17
	消失棟数（棟）		2,670	2,670
液状化			鳥取砂丘の一部（後背湿地、三角州低地、旧河道に接する自然堤防含む。）及び鳥取平野と袋川扇状地と各平野部との接合部等。	鳥取砂丘、北条砂丘、米子平野の一部（後背湿地、三角州低地、旧河道に接する自然堤防含む。）弓浜半島の砂洲。日野川・袋川扇状地と各平野との接合部等。
ライフライン			通信・交通・電気・ガス・水道等施設の機能被害が、液状化危険度の高い地域を中心に発生する。	通信・交通・電気・ガス・水道等施設の機能被害が発生する。

※人的被害については、建物被害と火災被害による計、建物被害は揺れと液状化の計

(感染症（新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ))

鳥取市は新型インフルエンザ等の世界的大流行時において、鳥取市内で新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に、まん延防止を図ることにより市民生活の被害を最小限に抑えることを目的として、平成21年4月に「鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。また、新型コロナウイルス感染症について、令和2年1月16日に初めて日本国内で感染症が確認されて以降、全国的かつ急速なまん延による市民生活および市民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生している状況を踏まえ、鳥取市内の新型コロナウイルス感染症の拡大を最小限に抑えるため、市民の安全と健康を守るための緊急的な対応として令和2年3月27日に「鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を策定した。その行動計画に基づき、飲食業・宿泊業が立地する気高町中心部と鹿野町中心部、不特定多数の観光客が訪れる道の駅気楽里や鹿野城跡周辺、青谷上寺地遺跡展示館周辺は3つの密を避けるなどの対策により重点的に注意を払う必要がある。

（2）商工業者の状況

・商工業者数　　581 事業所
・小規模事業者数　532 事業所

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	142	142	町内に広く分散している
	製造業	91	77	河内川沿いの工業団地、日置川・勝部河の合流する工業団地に集中しているが、町内に点在している。
	卸売業	8	8	町内に点在している。
	小売業	134	116	町内に広く分散している。
	飲食・宿泊業	48	45	町内に広く分散している。
	サービス業	120	110	町内に広く分散している
	その他業種	38	34	町内に広く分散している。

（3）これまでの取組

ア　鳥取市の取組

・鳥取市地域防災計画の策定（最終改定令和元年 11 月）
・防災訓練の実施（毎年、鳥取市防災の日 9 月 10 日に実施）
・県及び県内市町村連携備蓄(22 品目)
・国・県及び他市町村等との相互応援協定（17 団体）
・応急生活物資等の支援協力に関する協定（民間団体等 20 団体）
・災害時における各種支援に関する協定（民間団体等 43 団体）
・避難所等の施設利用に関する協定（30 団体）
・災害時における覚書及び取扱等（2 団体）
・緊急事態及び災害時における協力協定(民間団体等 2 団体)
・鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（最終改訂令和元年 8 月）
・鳥取市新型コロナウイルス感染症対策行動計画の策定（令和 2 年 3 月 27 日）

イ　鳥取市西商工会の取組

・事業者ＢＣＰに関する国・県の施策の周知
・民間損保会社（東京海上日動火災保険株式会社、損保ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損保株式会社）と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
・鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県 3 者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結（令和元年 8 月 20 日）
・大規模災害対策マニュアルの策定（平成 26 年 3 月 27 日）
・鳥取市と鳥取市三商工会との「災害時における応急生活物資供給等の支援に関する協定」（平成 27 年 2 月 3 日）

２．課題

・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
・小規模事業者における個社別 BCP 計画策定が進んでいない。

３．目標

・地区内の小規模事業者に災害・感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
・民間損保会社と連携した損害保険の活用促進
（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症まん延時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

４．その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間

令和４年４月１日～令和９年３月31日

（２）事業継続力強化支援事業の内容

鳥取市西商工会と鳥取市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア　事前の対策

以下のとおり鳥取市西商工会と鳥取市が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

①　小規模事業者に対する災害等リスクの周知

・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
・商工会報や市町村広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

②　小規模事業者のＢＣＰ策定支援

・小規模事業者のＢＣＰ策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者ＢＣＰ（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

③　商工会自身の事業継続計画の見直し・作成

・鳥取市西商工会は、平成25年度に事業継続計画（危機管理マニュアル）を策定しており、今後も必要に応じて見直しを行う。

④　関係団体等との連携

・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株

式会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者ＢＣＰの策定支援を実施。
・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

⑤ フォローアップ
・小規模事業者の事業者ＢＣＰ等取組状況を確認する。
・鳥取市西商工会と鳥取市で事業者ＢＣＰの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥ 当該計画に係る訓練の実施
・自然災害の具体的な想定（震度５の地震、河川の氾濫、大雪の場合は状況を見ながら対策本部長が都度判断等）により、鳥取市総合防災訓練に積極的に参加するとともに、鳥取市と鳥取市西商工会との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

① 応急対策の実施可否の確認
・鳥取市西商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について鳥取市と共有する。
・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、鳥取市における感染症対策本部設置に基づき鳥取市西商工会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定
・自然災害発生時は、職員自身の目視・判断で命の危険を感じる状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後や安全確保ができる状況の場合に出勤する。
・鳥取市は、鳥取市西商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
・鳥取市西商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を鳥取市と共有する。
・鳥取市西商工会と鳥取市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。
・鳥取市西商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

方針決定は、鳥取市経済観光部長が決定することとし、想定する応急対策の被害規模の目安は以下とする。

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・特定の地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。

被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

ウ　被害状況の県への報告

鳥取市西商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

【報告項目】

事業者名、所在地、業種、被害の状況、被害額（把握できる場合のみ)、対応内容、普及見込

■事業者の被害状況に係る連絡ルート

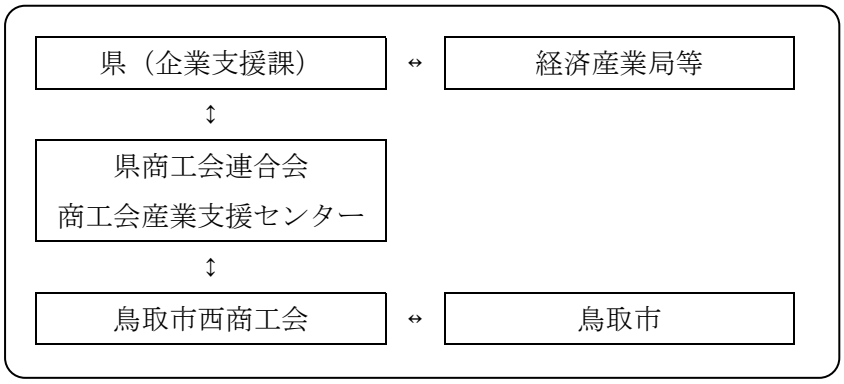

エ　<u>発災時における指示命令系統・連絡体制</u>

・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。

・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、鳥取市西商工会と鳥取市が共有した情報を県の指定する方法にて鳥取市西商工会又は鳥取市より県へ報告する。

オ　<u>応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援</u>

・鳥取市と鳥取市西商工会は、相談窓口の開設について相談する（鳥取市西商工会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。

・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

・鳥取市と鳥取市西商工会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

カ　<u>地区内小規模事業者に対する復興支援</u>

・鳥取市西商工会、鳥取市、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会連合会・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協

定」（令和元年８月２０日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ　その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和７年４月現在）

（１） 実施体制（商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制　等）

鳥取市西商工会
　事務長１名、経営支援専門員２名、経営支援員６名、一般職員１名　計 10 名
鳥取市
　経済観光部経済・雇用戦略課　部長１名、職員 12 名　計 13 名
　危機管理部危機管理課　部長１名、職員 12 名　計 13 名

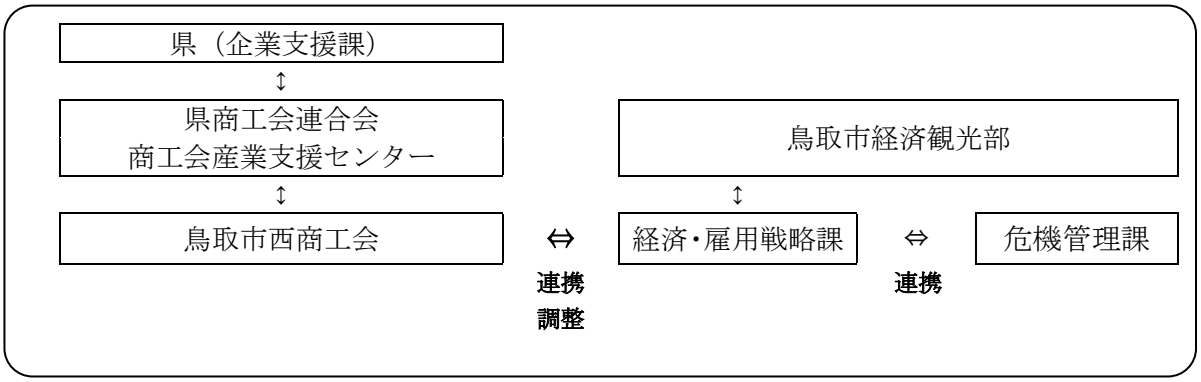

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先
　氏　名：萩原　さおり
　連絡先：0857-82-0809

②当該経営指導員等による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）
　・本計画の具体的な取組や実行
　・災害リスクの周知、事業所ＢＣＰの策定支援等の進捗管理、見直し

（３）商工会、関係市町村連絡先

①鳥取市西商工会
　〒689-0332　鳥取県鳥取市気高町勝見 670-22
　TEL:0857-82-0809/FAX：0857-82-0884
　E-mail：ttrw-sci@tori-skr.jp

②鳥取市経済観光部　経済・雇用戦略課
　〒680-8571　鳥取県鳥取市幸町 71
　TEL:0857-30-8282/FAX：0857-20-3947
　E-mail：keizai@city.tottori.lg.jp

（４）その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位　千円）

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP ｾﾐﾅｰ	100	100	100	100	100
2. 専門家派遣	100	100	100	100	100

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鳥取県交付金　等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
①   ②   ③